

令和 5 年度洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会

委員等コメントの整理

1. 区域選定における環境配慮手続きの在り方について
2. 環境アセスメント等の設計手続の在り方について

- ・環境省のほうで取られる配慮手続、あるいは設計書の公表に至るまでのプロセスについて、これは地域、区域によると思うが、どのぐらいの期間をそれぞれ想定しているのか。かなり最初の有望区域を検討する段階における対象が非常に広いと理解をしたので、その中でこの配慮手続等々するというのが相応に時間もかかってしまうのではないか。[北村委員]
- ・全体として今回の目標が事前に国のほうでやられるアセスに係る手続というのをしっかり後のプロセスに活かしていくということだと思うが、事業者が後で実際に評価をされる場所との整合というのが非常に大事と認識している。事後の事業者が行ったものに対して、当然いろんな意見等が出るわけであるが、例えば、設計書案に従ったにも関わらず結果的に、その設計・方法等に不備、足りない部分があったのではないかとといったような事象が生じてしまうと、結果的にまた少し立ち戻る、時間かかってしまうようなこともあり得る。この設計書案に対して意見を聞いていくプロセスにおいて、そのような事象は生じないということをプロセスとして確保する手だても必要ではないか。[北村委員]
- ・環境影響評価というキーワードと環境アセスメントというキーワードがあるが、この両者は同じ概念なのか、あるいは意図的に使い分けているのか。もし全く同じ概念であれば、同じ用語を使用した方が混乱しない。あるいは、両者は同じ概念を指すが、制度一般は「環境アセスメント」、法制度を「環境影響評価」などの使い方をするのであれば、その旨を記載して使用する方が良い。[田中委員]
- ・有識者の意見を聴取するという事で3段階（区域選定における環境配慮手続、環境アセスメント等の設計書案の公表、環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け）に分かれているが、この有識者グループは3段階とも同じグループで想定されるのか、カテゴリーが違う有識者が入り得る可変的な運用をされるのか。野鳥の会や自然保護協会のような専門的知見を持っている方も有識者に入れていいのではないか。[田中委員]
- ・設計書の確定という表現が出てくるが、確定するというのはこの文書が拘束力を持つ文書になるという意味なのか。設計書の確定という行為と設計書の拘束力と

の関係について確認したい。設計書の確定という行為の後に現地調査をして、場合によっては、調査結果を踏まえて設計書の内容を見直し、環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けの結果を公募占用指針のほうに盛り込むとすると、最終的には公募指針に盛り込む段階で設計書が確定するのではないか。[田中委員]

- ・「原則として有望区域が公表された後に、当該区域選定における環境配慮に係る検討結果について後述する環境アセスメント等の設計書案において記載し、当該案の情報収集・意見聴取の際、環境の見地から意見を有する者等から意見聴取等を行うこととする（資料2 p17）」の記載に関して、原則としてでないものがあるのか。また、この記載は、「1. 区域選定における環境配慮手続の在り方について」ではなく、「2. 環境アセスメント等の設計手続の在り方について」の検討事項ではないか。[飯田委員]
- ・（具体的な区域を公にして、区域選定における環境配慮手続を実施することも考えられるのであれば）「環境アセスメント等の設計書案の検討に当たっては、必要な事項について有識者からの情報収集・意見聴取を実施する（資料2 p18）」は、環境アセスメント等の設計案を検討する段階で意見聴取をしているものと同じにならないか。[飯田委員]
- ・（国が実施する）アセスで考慮する範囲が想定される事業の最大値になり、かなり広がってしまうのではないか。それは公募の段階で、事業者の提案の中で絞り込みがなされていくのか。それとも、ここでは（国で実施する環境アセスメント等の設計では）あくまで項目と配慮するポイントが示され、それぞれの事業の項目に合わせて具体的になっていくのか。[飯田委員]
- ・「現地調査等の結果の活用方法（資料2 p19）」は取りまとめの話なのかコメントなのか、取り扱いを確認したい。[飯田委員]
- ・アセスメント設計書の確定について、環境省がこの段階で決めた設計書の内容によって、事業者が取るべき責任の話と国が設計で決めた責任の話が、どういう形で整理されていくのか。最終的に国が決めたところだから（国の責任）という話になるのか、そこは事業者が別途詳細設計に入っていくので、事業者がアセスメントの中身について責任を取っていくのか。[飯田委員]
- ・モニタリングの知見というのが、（区域）選定や（環境アセスメント等の）設計に反映されていくのだと思うが、その点についてもキーワードとして入れたほうがいいのではないか。[飯田委員]
- ・有望区域の検討の前段階で有識者からの情報収集・意見聴取を実施する点について、情報がない段階で行うことから、結構広い範囲になることが想定される。都

道府県からの情報提供や案件形成といった再エネ海域利用法との連携を考えた時に、どのぐらいの範囲で情報収集・意見聴取を実施していくのか。[阿部委員]

- 現地調査の結果、追加調査が必要になる可能性や、あるいは（環境アセスメント等の）設計の細かいところで（追加調査が）必要になる可能性はあると思うが、大幅なやり直しが発生しないよう、最終段階で自治体や経産省から出てきた（現地調査の）方法や項目が妥当かどうかという意見を十分に汲み取ったうえで、（現地調査の方法や項目を）確定させる必要がある。[阿部委員]
- 事業者が事業計画の諸元を決めてアセスを実施し、実際には設計書に基づいて行ったけれども漏れがあったり、あるいは地元の審議会等からの指摘があって手戻りが生じてくるとしたケースがあった時に、責任や費用負担はどうなるのか。事業者からの言い分としては、国が決めたことをその通りやったのに、なぜそのようなことを言われるのかといった話になりかねない。設計書というのを環境省が確定し、それを公募占用指針に盛り込んで非常に拘束力が上がるものとして位置付けていくという発想・思想よりは、設計書というのはあくまで事業者が今後アセスをする際に参考にする図書にしたほうがよいのではないか。[田中委員]
- 現地調査が終わった後に、協議会で環境アセスがどうなっているのかという話になり、こういう調査も必要なのではないかというような意見が出て追加調整になる、あるいは後の（事業者による）環境アセスの実施段階で追加調整が必要になるというのが一番避けたい事態である。したがって、環境アセスの設計段階の内容をある程度協議会へ報告しておく等、早い段階でのインプットをした方がよい。[錦澤委員]
- 図3は設計の段階と法定協議会がやや重なっている形になっているが、図6は設計の段階というのが法定協議会とのタイミングよりかなり前の方になっているので、整合も含めた調整が必要である。[錦澤委員]
- 環境アセスメント等の設計手続の在り方のところで、アセスメント等の設計書の案を公表した後、意見聴取をして設計案を修正し、公表をするというこのプロセスの中で、有識者からの意見も聞いた上で設計案を修正するという形にしたほうがよいのではないか。[白山委員]
- 環境省は都道府県から情報提供が行われた区域に対して、区域選定における環境配慮手続を行っていくわけだが、これから領海やEEZも含めて導入していくといった中で、現状では特定の海域に風力事業が集中しているということになってしまっている状況を踏まえ、国として適正な配置になるような導入量見込み、各エリア、海域ごとの導入量の見通しを立てていったほうがよいのではないか。[関島委員]

- ・有望区域の選定前における環境配慮の仕組みに関して、本来環境アセスという仕組みは、オープンに情報を共有しながら懸念される環境影響を社会で評価するというプロセスなので、非公開ではなく、できる限り透明性を確保できるほうが望ましい。また、有望区域の検討を可能な限り公表して進めていけるような体制の工夫というのをお願いしたい。[勢一委員]
- ・(区域選定における環境配慮手続について) 文献調査と有識者の意見聴取も非公開で行われるということになっているが、どのような有識者に意見聴取をするのかというのは恐らく社会的に関心事になるかと思うので、環境省側で非公開、アドホックに候補者を選定して意見聴取するという点では、環境配慮の過程として透明性がなかなか確保できないのではないかと。海外の例のようにアセス委員会などを設置して、専門的意見を反映するというような工夫もできるのではないかと。有識者の側は、非公開で聴取された意見などについてコメントをすることもできない立場になるので、有識者に何か不当な圧力が及ぶようなことになっては仕組みとしてよろしくない。[勢一委員]
- ・法定協議会に対する適切な情報提供は重要である。法定協議会にも環境アセスメント等の設計案が送付される等、何らかの手続の工夫はできないか。[勢一委員]
- ・有望区域の検討の後に、環境アセスメント等の設計案、環境配慮の結果が公表されるということだが、検討の結果、環境省の判断として有望区域から外れた候補地については、その検討経緯や理由等について公表されるのか。[勢一委員]
- ・説明会の実施というのは合意形成等の上で非常に重要である。図 11 の総括の図について、「設計書案の公表」の後、それから「評価書案の公表」の後に、「説明会の実施」というのを書き込んだ方がよい。[中原委員]
- ・図 8 の「環境アセスメント等設計書の確定・公表」に関して、これは公表を適切な形ですということからすると、「適切な方法で説明会を実施 (資料 2 p19)」という文言が入っているので、法定協議会の場合でも公表するという理解も、十分可能ではないかと、また、そのようにするのが好ましいのではないかと。[中原委員]
- ・図 11 において、法定協議会は促進区域が決まった後も、選定された事業者も加わって事業期間中ずっと継続される。そこでいろいろな地域との協調問題や漁業の協調問題などがディスカッションされる仕組みになっているので、図の書き方が難しいかもしれないが、協議会は事業期間中ずっと継続されることが分かるような図にするか、説明書きをするようにしたほうがよいのではないかと。[中原委員]
- ・図 10 において、評価書案の段階で説明会を実施するのだから、評価書の確定・公表の段階でも説明会を実施したほうがよいのではないかと。[中原委員]

- ・環境影響評価の実施に関する国際法上の規律として、特に洋上におけるものについては国連海洋法条約の206条がある。具体的な事業活動の影響の評価ということを念頭に置いているので、それに至る、例えば区域の選定の段階に関する環境配慮については、特段国際法上の規律はないというふうに理解をしている。戦略的アセスメントについては、今後国際的な規範がどんどん発展していくということもあるかと思うが、それを考慮しても、現在検討の対象となっている手続等については国家の裁量内のことであって、より適切な制度設計という観点から議論すれば足りるということだと理解している。[西本委員]
- ・設計書というものは、欧州などで行われているデベロップメントプランに対しての景観コントロールのエリアを出していくようなイメージで間違っていないか。もし、その考え方で間違いがないとすると、環境アセスメントという言葉がこれから使うという記載がある中で、設計書という言葉で伝わる部分と伝わらない部分があると思う。アセスメントと付くと、デベロップメントプランのような、エリアコントロールにどれぐらい通じるのかということがあるので、その名称について適切かどうかの検討が必要である。[荒井委員]
- ・景観コントロールに対してそういうもの（エリア）を出していくとすると、（設計書は）参考ぐらいかと思う。あまりここを強く打ち出してしまうと、なかなか（洋上風力発電事業が）進まなくなってしまうので、参考程度にするのか、どれぐらいの拘束力を持たせるのかということの整理をしておく必要がある。[荒井委員]
- ・後から法定協議会のほうで意見が出てきて、これはアセスの項目に追加すべきではないかということが出てきた時に、それは関係ないと言ってしまっているのかどうか、どういうふうにそこを考えておくのかということは、これから考えていく必要がある。[大塚座長]
- ・（環境アセスメント等の設計書案の公表及び説明会の実施した上で、情報収集・意見聴取を実施することに関して、）意見聴取者の対象として記載されている、「住民その他環境保全の見地から意見を有する者」というのは、ある意味誰でもいいと考えてよいのか。[大塚座長]
- ・（現状では、）事業者による配慮書が出てきてから、一定の準備を進める区域や有望区域に指定されているように見える。有望区域なりを絞っていく際に、事業者が出してきている事業実施想定区域に引っ張られて区域が選定されているようなことになると、環境影響が高いと考えられる場所を最初に選んでしまっており、環境影響の低い所を最初から選べていないという状況になるのではないかと心配をしている。案件形成をしていく中で、国がもう少しリードし、都道府県が洋上

風力のためのゾーニングのようなことをした上で、都道府県が手を挙げて案件を形成し、そこに事業者が配慮書を出していくなど、先にゾーニングをできるような仕組みも必要ではないか。そのためにも、環境省が用意しているセンシティブティマップの精度を更に上げて、それを参考にゾーニングを行うというのも必要ではないか。[日本野鳥の会]

- ・海的环境というのは変動性が非常に高いことから、調査の不備による手戻りが発生しないよう、(環境アセスメント等の設計書を検討する段階において、) どのような調査を行うかきちんと検討しなければならない。フルセットの調査設計書のようなものを先に用意するのか、案件ごとに全部フルオーダーメイドで検討するのか、その中間の(方法として)基本セットプラスオプションを用意して専門会議などで選ぶのか、そのような点を先に想定しておく必要がある。[日本野鳥の会]
- ・現地調査の前や実際に現地に調査員が入り始めるタイミングで、地元ともめ事があったり、うまく説明ができないというような場合には、事業が遅れる可能性がある。海のこと分かり、地域にうまく説明でき、アセスの基本的な考え方を熟知した技術者が減ってきている現状を踏まえ、環境省としてどのような対応をしていくのか。また、説明会という表現がいいのか、あるいは地域への説明という表現がいいのか、検討の余地がある。[日本環境アセスメント協会]
- ・迅速化を図るのであれば、(有望区域が上がってきてからどのような区域か確認するのではなく、) 事前にある程度全国の情報を集めておく必要がある。初期のころは知見が不足しているが、少しずつ事例が増えていくことで迅速化が図れるよう、きちんと知見を積み上げていくという視点を持っていたほうが良い。今のアセス図書に関しては、簡易的に公開された後、共有されていないという現状があるため、まずはきちんと共有を図り、迅速化につなげていくにはどうしたら良いかということを検討して頂きたい。[日本自然保護協会]
- ・前回の検討会において、手戻りの原因として、方法書が決まってから準備書の説明の間、都道府県の審議会の中で有識者が替わったために、調査の中身が足りないのではないかという意見が出てきたことをお伝えした。有識者に誰を選ぶのか、どういう長さで選ぶのかというのは非常に重要である。[日本風力発電協会]
- ・評価予測(環境アセスメント等設計書)の説明会を法定協議会の中で実施してはどうかという意見があったが、実務者としては、準備書の説明会は長い時は3時間を超え、6時間というのも実際に報告されているので、法定協議会の中で行うことになると非常に負担になるのではないか。[日本風力発電協会]

- ・環境アセスメントの中では海域の生態系という観点で、漁業影響調査の中では海の資源という観点で調査を行っているが、調査の対象が重複することもあり得るため、この辺の合理性を整えられるようなセントラル方式になると良い。[日本風力発電協会]

3. 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け等の在り方について

- ・事業者が洋上風力発電事業を実施する際に配慮すべき、あるいは留意すべき区域や項目を明確にすることがここでの（現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けの）役割であると理解した。そうした意味では、最終段階において適正な環境配慮を行うことを求めていく、あるいは立地に適さない場所を伝えるということが大事な役割となるので、これは重み付けというよりは、むしろ環境配慮の方針など、考え方を明らかにするという事ではないか。ワーディングを検討頂きたい。[田中委員]
- ・仮に現地調査の結果、想定していた海域のかなりの部分で環境影響の懸念が生じてしまった場合、再エネ海域利用法で進めている促進区域の設定との間でどういった調整を行っていくのか。その辺りは事業者に環境配慮のほうで何とかして頂く流れになるのか、それとも国でその区域の選定自体を何かコントロールする流れになるのか、考えておいたほうがよい。[阿部委員]
- ・現地調査は最低でも1年間はかかり、現地調査の結果を踏まえて環境影響の懸念の洗い出し・重み付けを行うということもそれなりに時間を要するのではないか。現地調査の結果を踏まえて環境影響の懸念の洗い出し・重み付けを行って、それを促進区域の指定に反映させていくというプロセスの中で、タイムスケジュール的などころでどちらかが律速要因になって迅速化があまり進まなくなってしまうということになると、少し問題がある。その辺りはうまく整合できているのか。[阿部委員]
- ・公募占用指針の案が公表されて、パブリックコメントを受け付け、その後に（公募占用指針が）決定するが、パブリックコメントを受け付けた時に出た環境影響評価に関するコメントに対して、環境省はどのように関わるのか。[飯田委員]
- ・事業者に適切にその項目（環境影響が懸念される項目）を組み込んだ事業計画を練って頂くということでもいいと思うが、逆にこれが公募の中でどのように取り扱われるのか。この項目が入っているからOKという扱いなのか、この項目の中身も公募選定の評価に含まれるのか。[飯田委員]

- ・ 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けを環境省が行っていく上で、得られた結果の重み付けの中で何を重要視していくかが、非常に重要になってくる。その辺りの透明性、客観性を担保するために、環境省は特に体制として、どのように進めていこうと考えているのか。また、透明性、客観性を持たせようとする、それなりのガイドラインが必要になってくるが、海域ごとに重み付けの程度が変わっていくような柔軟性は持たせるのか。[関島委員]
- ・ (環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けを行う) 体制や固有の海域に対する重み付けに関して (検討を進めるにあたって) は、モニタリングやその後の知見を積みながらいろいろなことを反映して進めていくなど、最初はかなり丁寧に分けてやらないと、明らかになってこない印象を持っている。[荒井委員]
- ・ 図9に示されているとおり、現地調査の途中でもやりとりをしながら、環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付けについて考えていくような考え方だと理解した。もし図9が合っているのであれば、図11の全体の流れの図の表し方は修正が必要ではないか。[荒井委員]
- ・ 洗い出し・重み付けというのは話語なので、法的なニュアンスであまり使われたいのではないか。用語について、今後検討頂きたい。[勢一委員]
- ・ 洗い出し・重み付けの手続きは、後続のEIAの段階で、その海域に必要な調査に集中できるような形にするための手続き、いわゆるティアリングをやる過程の1つとして位置付ける必要がある。海外の事例では、上位段階の環境配慮が行われたその後の段階では、調査の範囲が絞られてくるということになっており、(日本における風力発電事業の) 迅速な推進のためにも、検討して頂きたい。[勢一委員]
- ・ 区域に関する留意事項が公募占用指針に反映されるのかどうかというところは、重要な点かと思っている。促進区域を設定する時に何らかの条件を付けることで、より広く促進区域を設定することができる場合もあることから、海外のデベロップメントプランのような発想でニーズを調整して、洋上の適地を増やすという方向に検討して頂きたい。[勢一委員]
- ・ (公募占用指針の案が公表された後の) パブリックコメントで出された環境に関する意見について、環境省がどのように関わるのかというところは手続き的にも論点になる。可能であれば、何らかの手続き的な仕組みが置かれて、併せて、その時に有識者の関与などもできるとかなり説得的な仕組みになる。[勢一委員]

- ・洗い出し・重み付けについて、重み付けという言葉を図9の1)と2)のどちらに振り分けるのかという意味合いで使っているのであれば、重み付けではなく、振り分けという表現を使ったほうが良いのではないか。[錦澤委員]
- ・適切な環境配慮をするということを公募占用指針に書くことが非常に大事になるので、図9の中の白抜きのところには、「洗い出しをして、振り分けをして、そして必要な配慮の内容を反映させる」などといった文言をはっきり書いたほうが良いのではないか。[錦澤委員]

4. 選定された事業者による環境アセスメント手続について

- ・(環境アセスメント手続を進めていく中で、)設計時に想定していた大きさの風車が、海外メーカーより納品出来なくなり、風車そのものの機種が違ってきてしまうことがある。その場合、基数は減らすものの風車が大型化し、工事のカーブや土捨て場の設計、実際に建つ所の高さも変わってくるため、騒音、景観、バードストライク、全部に影響してくるため、早い段階で事業者の意見やメーカーの最新動向を国のほうで公募指針に反映させる時にきちんと睨んで、ある程度予見性を持って進めておく必要がある。[阿部委員]
- ・事業者が事業計画を確定して、予測・評価、それから保全措置の検討を行うわけだが、その際に、国が別途検討している洋上風力アセスの技術指針をあらかじめしっかりと提示することが大事ではないか。[田中委員]
- ・予測・評価は、できるだけ環境影響を回避・低減することを意図したものであることから、予測・評価の後にある、保全措置の検討というようなキーワードを落とさないようにしてほしい。[田中委員]
- ・評価書案に対して、「下記の者からの情報収集・意見聴取を実施する(資料2 p24)」として、経済産業省、環境省、地方公共団体、住民が記載されているが、図10では環境省の意見は今の発電アセスと同じように経産省に出されて、経産省がそれらを取りまとめて事業者へ出す仕組みになっている。どちらが正しいのか、きちんと整理をしておいたほうが良い。[田中委員]
- ・経産省の場合、いわゆる顧問会があり、有識者の意見を聞く仕組みがあるが、図11では、経産省のところに有識者の意見を反映されるという仕組みになっていない。顧問会や地方自治体のアセス審査会の関わり方はどうなるのか。また、いくつかのフロー図で随所に「有識者」の表記があり、その者の意見を聴く手続きが図示されているが、それらは現行制度にない今の顧問会等とは別の新規の手続になるのか。[田中委員]

- ・「経済産業省は、評価書の内容について確認し、適正な環境配慮が確保されるよう必要に応じて変更を求める（資料2 p25）」と書いてあるが、この後、許認可はどのタイミングで終わるのか。許認可や、そういう手続きを経るのか[飯田委員]
- ・予測評価をした結果、何かリスクが見えてきた時に、その対応は事業計画の中に書いていくのか。リスクへ対応していく方法についてはどのような形で反映されていくのか。[飯田委員]
- ・全体を通じてもし可能であれば、今施行されている再エネ海域利用法と環境アセスメントが実施されているものに対して、今回セントラル方式になることによって案件形成の効率化が適切になされるのか、という面でも評価して頂きたい。[飯田委員]
- ・「公募により選ばれた事業者は、海域の詳細な地盤調査等を実施した上で（資料2 p24）」という表現が書かれているが、詳細な地盤調査というのは公募に選ばれた後に事業者が行うという理解でよいか。図2において、アセスメントの実施が事業者選定の前のところまで伸びているが、これは間違いという理解でよいか。[錦澤委員]
- ・再エネ海域利用法という法律は現行制度としてあり、それとの関係性でセントラル方式の新たな環境アセスメントの法律を作るためには、手戻りや複数の事業者が同じことをやることを避けたいなどの目的を理解した上で、風力発電協会などが持っている今までの法律のプロセスにおけるノウハウなど、生かせるところは生かしたほうが良い。[白山委員]
- ・新しい法律がどこまでをカバーして、従来の法律はどこまでをカバーするのかというのを一度少し整理して、ご説明頂く機会をつくって頂けないか。[白山委員]
- ・「公募により選ばれた事業者は海域の詳細な地盤調査を実施した上で、具体的な事業諸元を検討（資料2 p24）」という記載があり、また、「公募により選ばれた事業者は、現地調査等の結果及び洗い出し・重み付けの結果を活用し、洋上風力発電事業の実施に係る最終段階の環境アセスメントを実施し、評価書案を取りまとめる（資料2 p24）」という記載がある。事業者の選定というのは、こういう具体的な事業諸元なども含めて、また環境にどれぐらい配慮しているのかなども含めて、公募の中で選定されるのかと思っていたが、事業者が選定された後に、このような手続きが進んでいくことを期待されているとのことである。では、公募では何を基準に事業者の選定を行うのか。重要な部分が公募のプロセスの選定された後になってしまっているような気がしている。[関島委員]

※第2回検討会での発言について要約して記載した。(ただし、抜粋のみでは文意が伝わらない場合、()として補足を行った。)なお、参考資料3に、委員等から発言のあった意見、質問及びその回答について全文を掲載している。

以上